

平成三十一年度畜産物価格等の決定に当たったの決議（案）

平成三十年十二月十二日
自由民主党
農林・食料戦略調査会
農林部会
畜産・酪農対策委員会

わが国の畜産・酪農は、後継者不足や高齢化等により、農家戸数の減少が続いており、生産基盤の強化等により経営の一層の安定を図ることが喫緊の課題となっている。

また、本年十二月三十日にはTPP11が発効し、来年には日EU・EPAが発効することが見込まれるなど、今後、新たな国際環境の下で、わが国畜産・酪農の国際競争力の強化が求められることとなる。このような状況を踏まえ、わが党は、平成三十一年度畜産物価格及び関連対策を決定するに当たり、左記のとおり決議し、政府に対し、揺るぎない生産の基盤を構築し、若い世代に希望を持って職業に選ばれる畜産・酪農を実現させるべく、全力で取り組むよう求める。

記

一 TPP11及び日EU・EPAの発効を控えて、畜産・酪農の再生産確保と持続的発展を図る観点から、畜産クラスター事業や国産チーズの振興対策など、体質強化・競争力強化を図るための施策について、十分な予算を確保するとともに、その運用の改善等を図り、これらを着実に実施すること。

二 肉用牛肥育経営の大きな懸念材料となつて肉用子牛の価格高騰を緩和するため、繁殖雌牛の増頭支援、受精卵移植を活用した和子牛生産等、肉用牛繁殖基盤の強化のための取組を引き続き強力に推進すること。

三 中小規模の家族経営を中心とする都府県の畜産・酪農家が減少し、今後の生産基盤の弱体化が懸念されていることにかんがみ、国の各種事業が中小規模の畜産・酪農家にとってより使い勝手の良いものとなるよう、生産現場の意見を踏まえ改善するとともに、その趣旨を周知すること。

四 酪農ヘルパー対策の充実強化や搾乳ロボットなどの省力化機器の導入に対する集中的な支援の実施など、畜産・酪農家の働き方改革に資する取組を、引き続き総合的に推進すること。

五 「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」の本格施行（平成十六年十一月）から十四年が経過し、法施行当時に整備した家畜排せつ物処理施設の老朽化が進んでいることにかんがみ、所要の畜産環境対策を速やかに実施すること。

六 我が国は人口減少時代に入り、国内の食料消費は縮小していく中で、海外に販路を開拓し、優れた畜産物の輸出促進を図っていくことは極めて重要である。このため、戦略的なプロモーションの企画・実行等による海外需要の創出に取り組みとともに、輸出先国・地域の衛生条件を満たす食肉処理施設の整備や畜産GAPの取得の促進等を戦略的に実施すること。

七 来年度から実施される新たな外国人材受入れ制度における畜産・酪農の取扱いについて、生産現場のニーズを踏まえ、適切に対応すること。

八 国内で発生した豚コレラや、海外で感染が拡大しているアフリカ豚コレラ、高病原性鳥インフルエンザ等の家畜伝染病について、農家段階での適切な飼養衛生管理の徹底や野生動物における伝染性疾病の監視、水際での防疫措置等に万全の施策を講じること。

九 和牛の受精卵が輸出検査を受けずに国外に持ち出されるといふ事案が発生したことにかんがみ、和牛は我が国固有の財産であるとの認識に立ち、今後、和牛遺伝資源の海外流出を防止するため、関係者と連携を強化し、万全を期すとともに、制度の見直しを検討すること。

以上